

消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の説明会について

事業者の方は、どなたでも参加できます！

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が令和5年10月1日から導入され、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まりました。

適格請求書等保存方式とは、買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書(いわゆるインボイス)」等の保存を必要とする制度です。

税務署では、「インボイス制度の概要に関する説明会」を右記のとおり開催します。

適格請求書等保存方式に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の熊本国税局コーナーをご覧ください。

なお、適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル (☎0120-205-553) で受け付けております。

| 開催日時 | | 開催場所 | 定員 | 留意事項 |
|----------|-----------------|----------------------------------|-----|--|
| 月 日 | 時 間 | | | |
| 4月20日(水) | 14:00~ 15:00 | 阿蘇市 一の宮町宮地1944 阿蘇税務署 1階会議室 | 10名 | 【要事前予約】 ●説明会開催日の前日16時まで ●定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。 |
| 5月19日(木) | | | | |
| 6月16日(木) | | | | |

- 参加費用は無料です。
- 事前予約制で開催していますので、参加を希望する場合は、阿蘇税務署個人課税部門 (☎0967-22-0553 (ダイヤルイン)) までご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後新型コロナウイルス感染症等の急激な拡大等によって、開催が中止となる場合もあります。

4月から成年年齢は18歳になりました

☎ 高森町消費生活相談室 ☎0967-62-1111

成年年齢の引き下げに伴い、18歳から親の同意なしに契約を交わすことが出来るようになります。

法律による保護の対象ではなくなるため消費者トラブル等に関する知識や経験が少ない成年になりたての若者は悪質商法等のトラブルに巻き込まれる危険性があります。

「あやしいな?」「困ったな」「不安だな」と思ったら、すぐにもよりの消費生活相談室へ相談しましょう。

- ★軽い気持ちで契約しない
- ★うまい話にとびつかない
- ★ネットの情報に流されない
- ★契約をせかすものは相手にしない
- ★借金をしてまで契約しない

18歳から大人!

考える! 新成人

2022年4月から、成年年齢が18歳になります。契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。

大人なので、取り消せません。成人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります。

大人なので、契約できます。成人として契約を一人で結ぶことができます。

大人なので、無理はしない。本意に支払いができるのか、自分の収入に見合った買い物。

こんなトラブルに注意!

- 1 定期購入**
事例: 動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。
アドバイス: ●契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?) ●解約条件をしっかりと確認しましょう!(解約方法など) ●証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!
- 2 美容医療**
事例: 美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。
アドバイス: ●使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう! ●効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう! ●ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう! ●その美容医療は「今すぐ」必要? 最後にもう一度、確認しましょう!
- 3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)**
事例1: 先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。
事例2: マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をする絶対もうかるかと誘われて投資をしたが、出金できなくなった。
アドバイス: ●怪しい話は、はっきり断りましょう! ●投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります!) ●クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない! ●被害者の立場から、加害者に(友達を失うこと)になってしまわないこと! ●暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

188

消費者庁 法務省 文部科学省 金融庁

●春の交通安全運動の実施について
4月6日(水)～4月15日(金)まで

●令和4年度警察職員募集
受付期間 警察官A 4月下旬～5月中旬
警察行政 4月下旬～5月上旬

高森警察署
☎62-0110 通報・相談110
注意! 偽ショッピングサイト等に
犯罪被害を防止しましょう

熊本県内でも、偽ショッピングサイト等の利用により、犯罪に巻き込まれる事件が後を絶ちません。

偽ショッピングサイトは、

- サイト内に記載された会社名等が盗用されている。
- 表記された日本語が不自然。
- 「クレジットカード払い可能」と記載されているのに、支払いが銀行振り込みのみ。
- 振り込み先の名義人が外国人名義。
- 通常の値段より、明らかに安価な販売価格。
- 等の特徴があり、注文した商品が届かないことがあります。

被害防止のためには、

- アクセス先のURLを再確認する。
- ブックマークを利用して目的サイトへアクセスする。
- 振り込み先の名義人が外国人名義の場合は注意する。
- 等の対策があります。
- また、メールを利用したフィッシング詐欺にも注意が必要です。
- フィッシング詐欺では、クレジットカード番号やID・パスワード等の個人情報盗られる事があります。
- そういった被害を防ぐためには、
- 心当たりのないメールは開かない。
- ウイルス対策は万全にする。
- 端末等は、こまめに更新する。
- 等の対策が必要です。

これらの犯罪はとても身近な犯罪ですので、十分注意をしましょう。